電気通信大学大学院情報システム学研究科長選考規程

平成12年 4月 1日 改正 平成16年 4月 1日 平成28年 3月23日 平成28年11月24日 令和 2年 1月31日 令和 2年12月25日

(趣旨)

第1条 電気通信大学大学院情報システム学研究科長(以下「研究科長」という。)の選 考及び任期は、この規程の定めるところによる。

(研究科長の選考)

- 第2条 研究科長は、大学院情情報システム学研究科の担当資格を有する専任の教授のうち、大学院情報システム学研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)が推薦する2人の候補者(以下「研究科長候補者」という。)のうちから、学長が選考する。(選考の時期)
- 第3条 学長は、次の各号の一に該当する場合には、研究科長を選考しなければならない。
 - (1) 研究科長の任期が満了する場合
 - (2) 研究科長の辞任が認められた場合
 - (3) 研究科長が欠員になった場合
- 2 研究科長の選考は、前項第1号に該当する場合は原則として任期満了の2か月前まで に、同項第2号又は第3号に該当する場合は速やかに行うものとする。

(任期)

- 第4条 研究科長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えて在 任することはできない。
- 2 前条第1項第2号又は第3号により選考された者の任期は、前項の規定にかかわらず、 前任者の残任期間とする。

(推薦方法)

- 第5条 研究科教授会は、別紙様式1により研究科長候補者を学長に推薦するものとする。
- 2 前項により推薦される者には、前条第1項又は第2項による任期の末日より前に定年 又は任期満了による退職が予定されている者を含めることはできない。
- 3 前2項に基づき推薦する研究科長候補者の選出の方法については、研究科教授会が別に定める。

(所信表明)

- 第6条 前条により推薦された研究科長候補者は、学長に所信表明を行うものとする。 (面接)
- 第7条 第5条により推薦された研究科長候補者に対して、学長及び理事による面接を行

う。

(選考方法等)

- 第8条 学長は、所信表明の内容及び面接の結果を総合的に判断し、役員会の意見を聴いて研究科長を選考するものとする。
- 2 学長は、研究科長を選考したときは、理由を付して研究科教授会及び当該研究科長候補者に通知する。
- 3 学長は、研究科から推薦された研究科長候補者が適任でないと判断した場合には、研 究科教授会に再度研究科長候補者の推薦を求めることができる。

(解任)

- 第9条 学長は、研究科長が次のいずれかに該当するとき、その他研究科長たるに適しないと認めるときは、役員会の意見を聴いて研究科長を解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めら得るとき。
 - (2) 職務上の義務違反があるとき。

(雑則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 電気通信大学大学院情報システム学研究科長候補者選考規則(平成5年12月15日 制定)は、廃止する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成28年11月24日から施行する。

附則

この規程は、令和2年1月31日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際、現にあるこの規程による改正前の様式(次項において「旧様式」 という。)により使用されている書類は、この規程による改正後の様式によるものとみ なす。
- 3 この規程の施行の際、現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り 繕って使用することができる。

電気通信大学長 殿

大学院情報システム学研究科教授会議長

大学院情報システム学研究科長候補者について (推薦)

このことについて、電気通信大学大学院情報システム学研究科長選考規程第5条第1項 の規定に基づき、下記の者を研究科長候補者として推薦します。

記

氏 名	職名	推薦理由

※ 候補者について氏名のあいうえお順に記載のこと。